

海幕経第99号

令和6年2月9日

一部変更 海幕経第181号

令和7年3月24日

航空集団司令官  
各地方総監 殿  
大湊地区総監  
教育航空集団司令官

海上幕僚監部総務部長  
(公印省略)

小人数部隊における糧食の調達要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

なお、本要領については、令和6年4月1日以降契約するものから適用する。

添付書類：別 紙

写送付先：海上幕僚監部装備計画部長

第4術科学学校長

阪神基地隊司令

対馬防備隊司令

父島基地分遣隊長

稚内基地分遣隊長

鹿屋、那覇、下総航空基地隊司令

各基地分遣隊長

松前警備所長

## 小人数部隊における糧食の調達要領

### 1 納入業者の決定及び協定

契約担当官は、小人数部隊（付表で指定する部隊）に要する糧食品（生糧品に限る。）を現地調達しようとするときは、年度当初の調達において、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項及び第5項の規定により、公告又は見積合せの依頼を実施し、対応可能な事業者がない場合は、適格な事業者（以下「納入業者」という。）を審査して選定し、協定書（付紙様式第1）を作成して協定を締結することができるものとする。

### 2 発注担当官及び検査官の任命

- （1）契約担当官は、糧食調達のための補助者として当該部隊の長に発注権限を委任し、当該発注権限を委任された部隊の長（以下「発注担当官」という。）の指名する者を糧食調達の検査官に任命するものとする。ただし、契約担当官が小人数部隊に所属する場合は、発注担当官に発注権限を委任することなく、第3項に規定する発注担当官の任務及び糧食調達の検査官の任命を行うことができる。
- （2）契約担当官は、糧食調達の検査官の任命に当たり、発注担当官を兼職させてはならない。

### 3 発注担当官の任務

- （1）発注担当官は、給食担当官が算出する糧食調達予定限度額（以下「限度額」という。）を基準として喫食人員の増減等を考慮の上、納入業者に対し、糧食品の発注を行うものとする。
- （2）発注担当官は、糧食品限度額整理簿（付紙様式第2）を備え、調達金額の明細を記録し、限度額の使用状況を常に明らかにしておくものとする。
- （3）発注担当官は、第6項の規定により代金支払請求書の確認を行うものとする。

### 4 検 査

検査官は、納入された糧食品について納入時に検査を行い、合格と認めたときは納入業者から提出された納入伝票（様式適宜）3部に自署又は押印し、1部は納入業者に交付し、2部は当該部隊の物品供用官に送付するものとする。

## 5 代金の請求方法

- (1) 代金の請求は、1 旬分又は1 か月分ごとに取りまとめて行わせるものとする。  
ただし、これにより難しい場合は、契約担当官と納入業者との協議により、代金の請求時期について、協定書（付紙様式第1）の内容を変更するものとする。
- (2) 代金支払請求書には第4 項の規定により検査官が交付した納入伝票を請求の内訳として添付し、発注担当官に提出させるものとする。

## 6 確 認

発注担当官は、代金支払請求書の内訳と第4 項の規定により物品供用官が保管する納入伝票とを確認し、代金支払請求書を契約担当官に送付するものとする。

## 協 定 書

契約担当官                      を甲、                      を乙とし、      年      月      日から      年  
月      日までの間                      （警備所等納入先部隊名を記載する）に納入する糧食  
調達の事務に関し、次のとおり協定する。

- 1    甲は、納入先部隊の長（以下「発注担当官」という。）に発注権限を委任する。
- 2    乙は、発注担当官の要求する品名、規格、数量により、甲の指定する場所にお  
いて甲が任命した検査官の検査を受けた後納入するものとする。
- 3    乙は、納入の際、納入品の品名数量金額等必要事項を記載した納入伝票 3 部を  
検査官に提出するものとする。検査官は納入品の品名、規格、数量について検査  
をした後合格の場合は納入伝票に記名の上、1 部を乙に交付するものとする。
- 4    乙は、代金の支払請求を 1 旬分又は 1 か月分ごとに行うものとし、代金支払請  
求書には納入の際検査官から交付を受けた納入伝票を請求の内訳として添付し、  
発注担当官を経て甲に提出する。
- 5    前各項によるほか、契約一般条項による。

この協定の証として甲乙一部を保有する。

年      月      日

甲

印

乙

印

糧食品限度額整理簿

| 年月日 | 予<br>定<br>限<br>度<br>額 | 発注額 | 残額 | 代<br>金<br>請求年月日 | 摘要 |
|-----|-----------------------|-----|----|-----------------|----|
|     |                       |     |    |                 |    |

注：代金請求年月日は納入業者から回付された代金支払請求書により記入する。

| 小 人 数 部 隊                    | 契 約 担 当 部 隊 |
|------------------------------|-------------|
| 喜 界 島 通 信 所                  | 奄 基 分       |
| 父 基 分                        | 父 基 分       |
| 稚 基 分                        | 稚 基 分       |
| 飯 岡 通 信 所<br>市 原 送 信 所       | 総 空 基       |
| え び の 送 信 所                  | 鹿 空 基       |
| 樺 山 送 信 所<br>近 川 受 信 所       | 大 地 区 監     |
| 鹿 音 所<br>串 良 送 信 所           | 鹿 空 基       |
| 国 頭 受 信 所                    | 那 空 基       |
| 由 基 分                        | 阪 基         |
| 伯 基 分                        | 伯 基 分       |
| 奄 基 分                        | 奄 基 分       |
| 新 基 分                        | 新 基 分       |
| 仮 磁 所                        | 阪 基         |
| 松 警 所                        | 松 警 所       |
| 竜 警 所                        | 大 地 区 監     |
| 対 防 本 部<br>老 警 所、上 警 所、下 警 所 | 対 防         |